【資料 5 】第 2 回子ども・子育て会議 (平成 3 0 年 9 月 2 8 日)

特定教育・保育施設の利用定員の設定について(小規模保育事業所)

1. 確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援制度では、給付の実施主体である市が、認可を受けた教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業所(家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)に対して、その申請に基づき各施設・事業の類型に従い、認定区分(1号認定、2号認定、3号認定)ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費を支払うことになる。
- 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の受け入れや給付単価は、認可 定員ではなく利用定員を基に運用される。

2. 子ども・子育て会議の意見聴取

○ 子ども・子育て支援法(第31条第2項、第43条第3項)の規定により、 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の<u>利用定員を定めようとするとき</u> は、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないとされている。

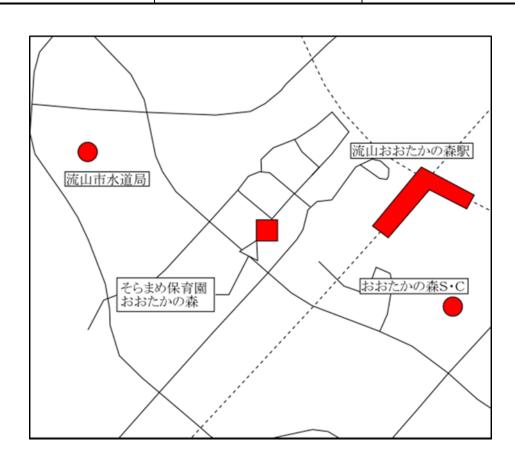
3. 利用定員の設定について

- 「流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例」の規定に基づき、施設・事業所ごとに利用定員を定める。
 - ※小規模保育事業A型の利用定員は6人以上19人以下。
 - ※3号認定は0歳と1・2歳に区分して利用定員を定める。
- 利用定員は認可定員の範囲内で設定(認可定員と一致することを基本)す る。
- 実利用人数が認可定員を下回っているとき、計画上の確保方策などを踏ま えたうえで、認可定員を下回る利用定員とすることも可能。
- 実利用人数が認可定員を上回っているとき、利用実態に応じて認可定員を 引き上げることを検討。
 - ※条例に規定するやむを得ない事情がある場合は、利用定員を超えて受け 入れ可能。
 - ※連続する過去2年度間常に実利用人数が利用定員を超えている、かつ、 年間の平均利用率が120%以上の場合で、利用定員の見直しが行われ ない場合、給付費を減算する等の措置を講ずる予定。

4. 平成30年10、11月開設予定の特定教育・保育施設の利用定員について

① (仮称) そらまめ保育園おおたかの森 (平成30年10月1日増員)

事業所名称	(仮称)そらまめ保育園おおたかの森	
事業所所在地	流山市市野谷667-5	
事業者名称	株式会社ブルーム	
代表者職・氏名	代表取締役 山崎 厚子	
区域区分	中部地区	
認可定員 (予定)	9 0 人	
	(3号認定)0歳	0人
利用定員 (予定)	(3号認定) 1 • 2歳	0人
	(2号認定)3歳以上	9 0 人



② (仮称) MIRATZ 流山向小金保育園 (平成30年11月1日開園)

事業所名称	(仮称) MIRATZ 流山向小金保育園		
事業所所在地	流山市向小金2丁目542-1		
事業者名称	株式会社 MIRATZ		
代表者職・氏名	代表取締役 岩田 陽介		
区域区分	東部地区		
認可定員 (予定)	1 9 人		
	(3号認定)0歳	3 人	
利用定員 (予定)	(3号認定) 1・2歳	1 6 人	
	(2号認定)3歳以上	0 人	

